

第 8 次山口県保健医療計画（最終案）のポイント 新興感染症医療

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後の新たな感染症のまん延等に確実に対応するため、関係機関との連携による保健医療提供体制を整備

1 現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症への対応については、次々と出現する変異株による爆発的な感染拡大など、変化する状況と課題に対し、そのウイルスの特性に沿った適切な医療の提供に向けて、通常医療との両立を図りつつ、地域医療全体の体制による対策を実施
- こうした状況を振り返り、今後の新たな感染症に対応するため、平時より地域の関係機関との連携・役割分担により、感染初期から速やかに立ち上がり、感染まん延期にも確実に機能する保健医療提供体制の整備を図る。

2 施策の方向**(1) 次の感染症危機に備えるための平時からの対策の充実**

- ①地域の医療関係機関との連携・役割分担の推進
(感染症発生・まん延時の医療提供に係る協定の締結※)
※病床、発熱外来、自宅等療養支援、後方支援、医療人材派遣
- ②感染症への対応力強化を目指した、保健所や環境保健センター、拠点医療機関の機能強化
- ③感染症についての専門性を有する人材の計画的な養成及び資質の向上

(2) 新興感染症の発生初期から速やかに立ち上がり機能する医療提供体制の整備

- ①感染症への感染を疑う者等への診療・検査体制の整備
- ②感染症患者を入院させ、必要な治療を行う医療提供体制の整備
- ③感染症患者への対応を行う医療機関への支援体制の整備
- ④病原体検査手法の早期確立と必要な検査能力の確保

(3) 新興感染症のまん延時においても必要な医療が確実に提供される体制の整備

- ①多くの療養者に対応可能な医療提供体制の整備
- ②保健所や関係機関の連携による健康観察・療養支援体制の整備
- ③高齢者施設等における感染拡大防止や医療支援体制の整備
- ④感染状況に応じた適切な検査体制の整備

3 連携体制

感染症指定医療機関を中心とし、流行初期の一定期間からは協定指定医療機関を含めて感染患者に対応する二次医療圏を基本とするが、重症者や特に配慮が必要な患者（小児、妊産婦等）への対応や、県内外の感染状況に応じた広域的な医療人材の応援派遣を行う観点から、圏域を越えた連携・支援体制を整備

4 数値目標案

- 第一種協定指定医療機関（入院）の確保病床数
- 第二種協定指定医療機関（発熱外来）の機関数
- 第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数
- 協定締結医療機関（後方支援）の機関数
- 協定締結医療機関（医療人材派遣）の派遣可能な医療人材数